

「奈良市子育て移住・定住支援金」(案) について

1. 事業の概要

市外在住の子育て世代が市内へ転入する際の、住宅取得や中古住宅への住み替えに伴う経済的負担を軽減し、市外からの転入を積極的に促すことで、子育て世代の定住・定着を図る。

2. 制度の概要等

支援金の交付に関する主な要件および内容は以下の通りとする。

(1) 支援金対象世帯・条件 (以下のすべてに該当すること)

- ・本支援金制度の開始日以降に、奈良市外から本市へ転入した者であること。
- ・夫婦ともに満39歳以下であり、かつ中学生(15歳)以下の子供と同居・養育している世帯であること又は申請時点で妊娠している者
- ・市内で新築住宅または中古住宅を購入した者であること。
- ・移住後5年間、本市が実施する移住定住施策に関する調査等に協力すること。

(2) 支援金額

1世帯につき、30万円を一律支給

ただし、立地適正化計画における「居住誘導区域」又は「居住環境維持区域」に転入するときは、上記額に加算額10万円上乗せし、計40万円を支給

(3) 支援件数

最大40件(予算1200万円の上限に達するまで、先着順)

(4) 支援金受付・支給方法

- ①事前エントリー(仮申請) 売買契約後に必要書類(土地・建物売買契約書の写し等)を添えて申請
- ②本申請 移住後に申請書類(住民票の写し等)を添えて申請

(5) その他の規定

- ・住宅課所管の「奈良市空き家・町家バンク活用住宅支援補助金」との併用を可能とする。

※空き家との併用で最大80万円。町家との併用で最大90万円

3. 支援金事業のスケジュール

- ・令和8年5月：要綱の審査及び告示準備
 - 〃 6月中旬：広報開始
 - 〃 7月1日～：制度の施行・運用開始